

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成24年3月27日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス・香川県東かがわ市白鳥字城泉地内から同市西村地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県東かがわ市白鳥字田中地内

地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	備考
	土地登記簿	現況	土地登記簿	実測			
464番	田	公衆用道路	335	250.43	250.43	なし	添付実測平面図の271, 272, Y11, 274, K93, SA4, SA1, K94, 268, 269, 270及び271の各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
		雑種地		84.57			

（「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、東かがわ市 東かがわ市長 藤井 秀城 香川県東かがわ市湊1847番地1

又は、登記名義人（亡）富田 甚太郎（登記簿上の氏名及び住所 富田 甚太郎 香川県大川郡白鳥町湊734番地）法定相続人

- 富田 昇一 大阪府大阪市旭区高殿7丁目21番20号（法定相続分108分の1）
- 富田 優二 大阪府大阪市旭区高殿7丁目21番20号（法定相続分108分の1）
- 富田 忠夫 大阪府大阪市旭区高殿7丁目11番1号（法定相続分54分の1）
- 佐藤 美代子 香川県さぬき市志度563番地2（法定相続分54分の1）
- 富田 ヨシ子 大阪府守口市馬場町3丁目1番10号（法定相続分108分の1）
- 富田 明 大阪府守口市菊水通2丁目4番21号（法定相続分216分の1）
- 富田 勉 大阪府守口市橋波西之町3丁目5番14号（法定相続分216分の1）
- 山下 末子 奈良県奈良市古市町2208番地の9高円団地3-304（法定相続分54分の1）
- 富田 勝 大阪府守口市八雲北町1丁目33番9号（法定相続分54分の1）

富田 賢藏	大阪府大阪市港区三先2丁目17番10-818号 (法定相続分54分の1)
富田 琅英	大阪府大阪市此花区西島5丁目9番38号 (法定相続分54分の1)
佐藤 千恵子	香川県さぬき市志度2185番地3 (法定相続分54分の1)
小堀 勝美	大阪府大阪市東淀川区小松1丁目1番7号 (法定相続分60分の1)
川西 好恵	兵庫県伊丹市南鈴原3丁目209番地 (法定相続分60分の1)
藤川 和子	三重県四日市市中川原二丁目5番13号 (法定相続分90分の1)
川原 信子	岐阜県多治見市根本町1丁目7番地の68 (法定相続分90分の1)
向井 房子	香川県東かがわ市湊297番地3 (法定相続分90分の1)
泉 ナヲエ	兵庫県伊丹市安堂寺町7丁目148番地 (法定相続分60分の1)
泉 豊	兵庫県伊丹市南鈴原1丁目23番地2 (法定相続分120分の1)
桑原 雅子	奈良県奈良市東九条町704番地の6 (法定相続分120分の1)
間嶋 タネ子	大阪府守口市金田町3丁目17番10号 (法定相続分30分の1)
廣田 ハナ子	兵庫県伊丹市桜ヶ丘7丁目3番10号 (法定相続分30分の1)
富田 マス	香川県東かがわ市湊734番地 (法定相続分72分の5)
富田 弘	香川県東かがわ市湊1863番地5 (法定相続分72分の1)
富田 トシカ	香川県東かがわ市湊734番地 (法定相続分144分の1)
富田 恵美	香川県東かがわ市湊734番地 (法定相続分288分の1)
富田 由紀子	山梨県南都留郡富士河口湖町浅川593番地 (法定相続分288分の1)
荻野 葎子	大阪府高槻市柱本新町1番B28-104号 (法定相続分72分の1)
富田 吉夫	徳島県吉野川市鴨島町鴨島593番地2 (法定相続分72分の1)
富田 丈次	住所不明
	ただし、最後の住所 香川県東かがわ市湊734番地 (法定相続分72分の1)
富田 久文	愛知県名古屋市長区有松町大字桶狭間字幕山56番第9番地 (法定相続分72分の1)
富田 敏一	福岡県北九州市小倉北区黒原三丁目1番7-504号 (法定相続分72分の1)
漆原 榮美子	香川県東かがわ市湊1692番地3 (法定相続分6分の1)
三村 かつ子	香川県さぬき市造田野間田819番地6 (法定相続分12分の1)
富田 正男	徳島県徳島市鷹匠町2丁目10番地 (法定相続分12分の1)
西井 いさ子	大阪府吹田市天道町21番21号 (法定相続分6分の1)

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(道路法に基づく道路管理権者)

(道路管理者) 東かがわ市 東かがわ市長 藤井 秀城

香川県東かがわ市湊1847番地1

6 収用の裁決手続の開始を決定した日

平成24年3月21日